

府中市告示第159号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年12月4日

府中市長 高野 律 雄

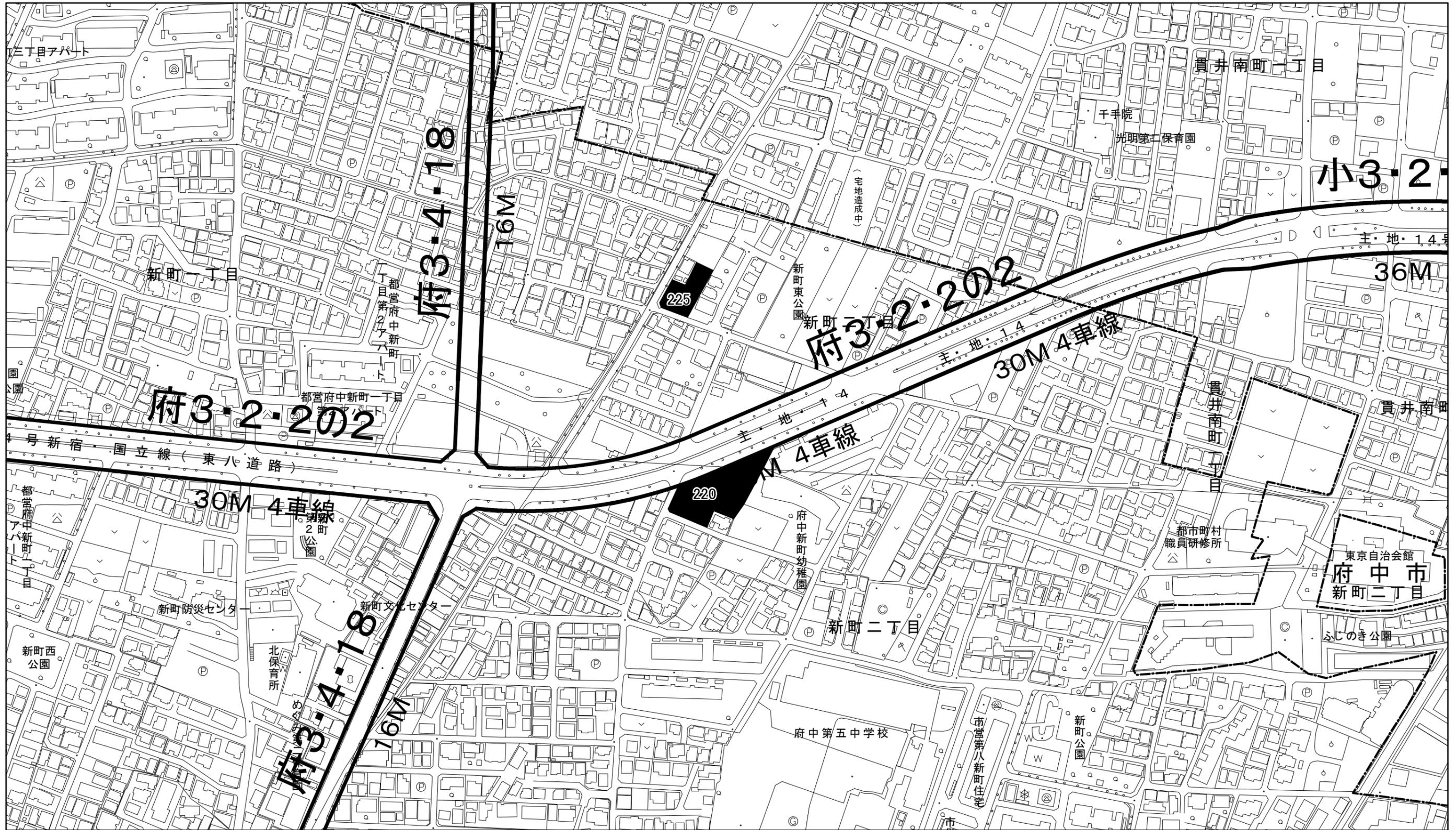
- 1 区域及び面積
別紙及び位置図のとおり

特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
220	府中市新町二丁目地内	約 1,420 m ²
225	府中市新町二丁目地内	約 660 m ²

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例 ■ 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 7都市基交著第13号 令和7年5月12日
(承認番号) 7都市基街都第34号 令和7年4月24日